

平成31年度8月定例委員会

○ 日時：平成31年8月21日(水) 9:00～(議事)

○ 場所：地域活力センター 1階 会議室1

事務局	ちょっとお時間も前ですが皆さまお揃いになりましたので、8月の定例会を開催したいと思います。会長よろしくをお願いします。
会長	おはようございます。台風10号が接近して各々が悲しいひと時になったかと思いますが、高原祭りらがすべて中止になりました。今回の台風は風が強かったようで、 実っている方がかなり倒れたところがあったかと思いますが、皆さんにおいては でしょうか。それでは8月定例会をさっそくはじめさせていただきたいと思います。議案第1号議案農地法第5条の第1項規定による許可申請の件について、を議題にしたいと思います。事務局の方説明をお願いします。
事務局	はい。議案の方の説明をさせていただきます。第1号議案農地法第5条の第1項規定による許可申請の件ということで2件案件が上がっております。こちらの2件につきましては昨年の12月の定例会の方ででてきておりまして農振除外で申請が出ておりました、越知面の方の集落活動センターの分と西区の方のキャンプ場の案件の農振除外の方が終わりましたので5条の許可申請ということになります。こちらの方につきましては、両案件とも5条の貸与になっております。利用権というか名義の方を変えず貸し借りをおこなうということで話を申請がでてきております。すみませんちょっと時間がなくてページ数をふってないですが1つめは5条申請の方で川上光章さんの土地に対して越知面の集落活動センター越知面が土地を借りてこの地に炭窯を作りたいということで申請があがってきております。契約につきましては1年ごとの毎年更新ということで申請が出てきておりまして、一応契約はまだ成立はしておりませんが、毎年更新特に協議した後なければ毎年更新ということで話をきいております。次のページの事業計画書につきまして一応ここの利用状況の話を書かしていただいています。資金につきましては越知面の集落活動センターの方の自己資金でやっていきます。補助金の方ということで主に資金源の中心は中山間直接支払制度の越知面の方に入っている、区の方のお金を使うということで話はきいております。農政の方の話からしますと、今年5か年計画の最終年度で越知面の方にもお金がけっこう残っているということになってますので、今年度中に使用して残高0にするようにという指示はさせてもらっていますので、それを概ね利用するというので

	話はしています。登記の方は新しい方を提示させてもらっていますが 12 月の段階と特に変更はございません。資金についての部分ですが、通帳残高も 365 万以上ありますので、資金計画上 300 万以上かかるということですが問題ないかと思います。場所の方につきましても特に変更計画等はありません。現地の方も当時と変わらず、昨日川上の厚志さんの方にも現地確認していただいて特に変更とはなかったと聞いています。炭窯の方も一応すみません見づらいですけども設計としてかいております。森田の耕一さんとか関わってはくれてるようです。大工さんの方で建屋の方は作るようです。一応除外の時の申請の書類の写しもつけてはおります。一件目の越知面の方につきましては私の方からは以上です。あ、ちなみに炭窯の建設後の計画としましては本年もやっておりますまるかじり大会のほうの炭が実は今まで農協さんで購入させていただいたんですけども、農協さんで購入させていただいたもともと仕入れた炭を作られている方が愛媛のかただったんですが、その方が昨年引退されて、炭の仕入れ先が実際ないという状況になっております。JA さんには最終のその方の炭を全部購入させてもらって在庫は持っていて、まだ 1 回分くらいは多分あるんですけども、一応今後につきましては越知面の方で作っていただいた炭をまるかじりの方では活用していきたいというのが 1 つあります。それと落越面の集落の方はこの炭窯を炭窯体験として越知面の集活施設を利用しながらツアーとか、そういったものをツアー会社と一緒にやっていきたいという思いはあるようで、そういったこともふまえて農地を転用して炭窯を作るのであれば、ちゃんとした手続きをふまないといけないということで最初の農振除外から手続きを始めたというところでの経緯としてはございます。一応越知面の案件については私の方からは以上です。
会長	続けて
事務局	続けて、はい。では次西区のほうの案件について説明させていただきます。こちらの方も事前というか前もって話をさせていただきますが、今回農振除外の案件につきましてはこの西区の方でちょっと引っかかりまして、なかなか農振除外がすぐに許可がでなかったというのがございました。というのは内容的には農振農用地の除外については建設物とかそういったものが明確になっているものに関しては許可はおりやすいんですけども、単純に田んぼを更地にするという計画なので、ソフトの方の中身ですね、事業の運営とか運用とかそういったことを強く突っ込まれて、最終的には説明をさせていただいて、なんとか県の方の農振除外の方は許可がおりました。今回中岡の廣年さんから西区の方に貸し借りということで 5 条の申請がでております。こちらの方も 1 年間の貸し借りで年度更新をしていくということで話を

伺っています。こちらのほうは資金の方は越知面と違って集落活動センターの補助事業の事業実施ということで話をいただいております。交付決定資金等はまだ現時点でお金がないので交付決定等の写しをつけさせてもらっています。全体の取り組みに対しての交付決定ですので実際のお金は30,388,000円くらい町からの交付決定をだしております。内訳としては県の方が1/2弱入っているような状況です。全事項照明については前回の農振農用地の除外の時から変わっておりませんが最新版をとっていただいております。肝心のオートキャンプ場の構想ということで西区の方もいろいろと考えられていますがちょっと具体的な運用方法とかをかなり県の方から突っ込まれましたので、こういう構想案等いうのを説明を電話等でさせていただいて県の方からは許可をいただきました。資料1の図面の方のオートキャンプ場、西区のジビエ施設の真向いの方に真向いというか道を挟んだ反対側ですけれども、この箇所に1つめのオートキャンプ場ということで場所を1Mちょっとくらいかさ上げをしたかたちでつくりたいということでお話をいただいております。途中で排水施設やそういった水道施設蛇口等々の話もありましたが農振の除外5条申請が終わるまで騒がないように。ということでこちらの方からはそういったかたちでまずは許可をとってからということで話はさせてもらっています。ちょっとこちらの方アクセスの方も悪い感じもありまして西区のほうも頭を悩ませているということではありましたが、今の所、特にそういう排水施設等を作らずにやるということですすめるそうです。次のページの資料2の航空写真の方ですが、中越武美さんとこの真向いのところになる中岡さんの田んぼ跡地になります。こちらの方も同じく計画通りテントの施設ということでやるようにしています。消防道の横なので道の高さまでかさ上げはするということで話はしてありますが構造物等は一切作りませんので、敷地造成のみという形にはなります、今の所芝生等も設置せずに砂利の上にテントを建てれるようなかたちということでやっております。ソフト全体の話として食べれる施設をどうするのかとかいろいろそういうのをだいぶ県の方から突っ込まれて敷地更地にして別の用途に使うんじゃないかとか、そういったことはそうとう突っ込まれましたが、一応こういう施設・広場を作ったことでオートキャンプをすることによって、地域の食材を活用した食材の提供、ジビエ肉等の提供をするんだということで、次のページ資料4になりますけれどもキャンプの利用計画ということでお金の話を説明して収益としてはこれくらいの収益が見込めるので運営できますという話で、最終の農振除外の方もおっております。施設のテント等もこの交付決定のお金で購入してそろえてやるということで、説明をさせていただいております。レンタル貸出備品等の一覧も説明させていただきました。

	た。テントの配置図っていうのはあくまで案なのでそこに据え置きでテントを張り続けるわけではないので、利用計画としてお客様の利用はこういう感じになりますよっていうことで地図に合わせて作らせていただきました。農振除外の申請書類を次のページ当時除外の時に出させてもらったものを添付しております、位置図としては基本変わっておりません。最後に3枚くらい農振除外の手続きで提出する一覧をつけております。これは報告等やった後、異議申し立て等は46日間なかったよということで、最終県の方に提出する書類です。一応報告も最後のページはさせていただいたということで報告の写しをつけております。今回5条案件はこの2件だけです。すみません、ざーっといっぺんに話しましたが、議案案件はこの2件です。事務局としては以上です。
会長	事務局から説明がありましたが、みなさんご質問等がありましたらお願いします。申請者は団体名だけでかまんが？
事務局	団体名でかまんということで話はしました。両方等も一応地縁団体をとっているんで、土地の所有とか、土地の貸し借りもできるということで団体と団体代表で。西区でとってます。NPOじゃなくて。ここも農振除外の団体で西区なのかNPOなのかジビエの施設なのかとかいろいろ議論はあったんですけども、西区っていう地域組織の中にNPOとか集落活動センターとかがいるので、それを活用する一番トップの西区で、西区についてはそういうかたちで提出するということで県の方にもそれで話して西区で通させてもらってます。逆に越知面の方は越知面区としてではなくて集落活動センターとしての活動になって、お金の出所の話もあってそちらの方でやりたいということだったので、農振除外の時もそれでちょっと議論になって話して最終集落活動センターの方になりました。
会長	農地法の方の申請の方も団体でかまんということやね。
事務局	はい。
会長	西区よね、土地造成に1,300万くらいかかるっていうけど、今聞いたはなしでそれくらいかかるか？
事務局	明細自体をまだはっきりうちだしてはないのですが、杉本さんが実際にちょっと測量とかさせてもらっているそうで、金が一番かかっているのは武美さんの前の方ではなくて、こっちの橋とか角のあっちのほうだいぶかさ増しをして間に河川、青線がはしっているのでそこにポールというか手すりですか、そういうのにけっこうお金がかかるという話です。
会長	あの面積で構造物なしで1,300万かかるってなに？って。
事務局	一応テントの費用とかそういったものは確か含まれてなかったと思います。テント、備品の購入まではたしか。そんなにかかるものでは・・・

会長	けんど構造物　土羽いれるってことやろ？
事務局	そうです。土羽だけで特に擁壁とか法面なんかやるとかいう話はない。こっちからいうと手前の方は青線の所の手すりを作るというかガードレールを作るのに法はちょっとコンクリで打つとは言ってましたので。そういう構造物としては一応あるようにはなりますが、建築物としてはいまのところ。実際には西区の話し合いの中でトイレを作りたいとか炊事場作りたいとか、越知面の避難施設として建てたバーベキューハウスですか。ああいうものを作りたいというのがどうもあったと聞いてますけども、それはいつ作っていいのかってあったんですけども、それは許可が下りるまでつくったらだめよ。 と、農振除外の計画がまたやり直しになるからやめてくれっていうので今止めてはもらってます。敷地造成は１１月くらいからの着工できれば２月くらいにおわるので、この予算の中で３月にはどうこう建屋を建てたいという話は区長とはさせてもらっています。
会長	将来的にはできる可能性ありってことかえ？
事務局	そうですね。将来的には。今の計画的にはないのですが、ただ区長とか西区の平脇君とかジビエの施設の人たちと話したんですけども、浄化槽施設とかそういった話じゃないとトイレとかも垂れ流しとか炊事場のはんごう炊飯とか炊事場を作るとかしても河川許可とかがあるので、そんなに簡単につくれるものじゃないよっていうのは僕の方からはさせてもらってます。転用の話でその計画をいれるとしたら河川許可をとってとか全部入れないといけないので、また本当に０からのスタートになるよとはってはいるんですけども。まずは農地の転用は更地の敷地造成で運用させてもらって、それから西区がそれが必要なものに合わせてトイレを作るとか、炊事場を作るとかの方がいいと思いますよっていうのは話をさせてもらっています。ただ補助金の事情上、今年中にそういうのを着工したら補助金の中で使えるからみたいところは本音のところはどうもあるみたいですけども。こっちはルールに則ってそれはダメですというのは言うてます。
高橋委員	トイレとかの利用はここへするが？
事務局	今の所聞いてる話では生涯学習館のトイレを利用するということで。図面資料２の方ですね。西区の資料２の方の野外多目的施設っていうところは実はこれ今の計画案では中止になっているようで、そこに仮設トイレではなくて本格的なトイレをつていう話は先月ご相談はありまして、これは農業の方とは関係ないんですけども、こちらからは大越のグラウンドの所に桤高がバイオトイレを２台、桤高というか、うちの方で設置したんですけども、あれはいいんじゃないのっていう話をして見積もりどれくらい？って聞いたら12,000,000 っていうたのでそれはとてもとてもそういうトイレは高いねっ

	という話で話は止まっています。ただの普通のトイレは設置しようかっていうのは話はさてました。事情としては西区の学習施設の浄化槽施設が許容量いっぱいらしくてここにトイレをするとその浄化槽を利用することができなくて、浄化槽を全部やり替えないかんという話になるようで、トイレを1つ作るにしても費用が膨大にかかるなという話はされてました。今ここのところちょっとトイレ問題とか炊事場問題とかキャンプ場の運営上どうするのかっていうのは区の方で話はされているようです。ちょっと炊事場がないのは辛いですねっていう話にはなっていました。一応この武美さんのとこの前の消防道から川に降りていく。こっちの手前側の所も河川側のところから直接前の川に降りて行って川遊びができるっていうのを売りにしたいというので作られてますので、水道施設をどうするのかっていうのは運営の中で課題にはなっているようです。今は西区とジビエの施設の方の水道関係で利用するという事で動いているようですけども。食事を提供するというか食材を提供する形になると思いますので、ドラム缶等を購入してどこで食べるのっていうのも一つ。武美さんの前のところはそのまま行けるんですけどもこっち側の方は下までおろすのにどうするのっていうのは議論されていました。
森田委員	調理場はどうするか
事務局	飯ごうをする窯くらいですね。煉瓦で三面ブロックとかでやる。太郎川公園にはありますけど。ああいう小屋は欲しいという話はされてましたけども。
会長	資料1の方は車はおきれんの？
事務局	今のところはそうですね。ただ右手の小屋みたいなところの下ですね。斜めに線が入っているところが歩道なんですけども、けっこうきついですよね。たぶんその半分くらいまで敷地造成で上がってくると思うんです。その部分に軽トラは多分降りれないとしても物が運べるくらいの道はこの幅じゃなくて倍くらいの幅で作ったらどうですかっていうのは話はしています。ここのキャンプ施設についてはバーベキューして食事をしてどうこうするっていう施設にするのか、とりあえず寝る場所としてテントを確保してやるようにするのか、食事はこっちの生涯学習館の隣の駐車場であったりとかそういう場所でバーベキューしたりとかそういう使い方なのかっていう話はしてましたけども。まだちょっとははっきり決まってない。
会長	利用客からしたらトイレは・・・
事務局	遠いですよね。
会長	寝る場所からしたら。遠いよね。それは課題としてでてくるよね。
高橋委員	手洗いはほしいよね。

事務局	水とトイレっていうのは。地元の若い氏原のえっちゃんとの息子さんとかからも結構キャンプやられるみたいなので、そういう方の意見を聞きながらいろいろ構想はねってる状況にはあるそうです。ただ水道の話をちょっとそこに線をひいて水道の元栓をこっちにもってきてトイレも仮設じゃなくなにかするって簡単に言ってきたので、いやいやそれどこに垂れ流がすが？っていう話したらけっこう詰まってきましたので。その辺はちょっと農地転用の段階であんまり詰めると大変なことになるでっていうのは言っています。 どうしても役場の関係のこういう補助事業が入る事業になるとかならず期限がきて、その補助金で3月末までにせんといかんっていうお金ありきで先に進んでそこが事業がけっこう固まらないままこういう状態になるのがけっこうあります。一昨年のジビエ申請の時もそうだったんですけども。お金ありきで話をしたのでどんどん話だけ進んで行って農振除外とか農地転用がおいつかないっていう。追いつかないというか、うちの方が先にやらんといかんことなんで。
会長	基本的なことを聞きたいけど農地転用でこういう計画がでてくる。それを許可する。あとはいつも計画が違っても問題ない？
事務局	いや。問題ないことはないです。一応基本的には計画通りやっているかどうかの確認は、3条の転用、違法転用とか5条の違法転用とかあるので、一応見ては行くんですけど、一応ここは5条で今回一応地目をちゃんと変えてくれという話はしてますので、貸し借りでも地目の変更は可能なので、貸し借りで地目の変更をして、農地から完全にかえてもらうということをしたうえで様子を見ると。
会長	地目を変更したらもう農地じゃなくなるけ。
事務局	うちに権利はなくなる。
会長	なんでも自由にできるということか。
事務局	はい。極端に言えば。
会長	農地地目変更せんかったら問題になってくるっていう話よね。
事務局	ちょっと前に合った役場の町営住宅とかが5条転用している状態の中でやらずにずっと農地として残っていて最終的に25年経って、役場側が所有者の方と契約更新しようとしたら農地やったっていう話になって、そこはダメでしょうっていう話で。そこは非農地証明願いで対応は前回はしましたが。ここも一応目的がはっきりして変えられるので地目は変える部きと話してます。ルール上言えば、地目が変わってしまえば農地以外のものに口をだすのはうちの立ち位置ではないので。っていうことになるんですけど。ただ転用目的に許可をだしているのものでそれで家が建っているとかお墓になっているとかっていうのは目的外の利用ですよって。そこまでは言えると思い

	ます。
会長	言えるけどそれまでで終わりがよ。
事務局	多分そうですね。ちょっとすみません調べてないのであれですけど。許可の取り消しはできるんじゃないかなと思うので現状回復しろっていうのは言えると思います。
会長	悪質な場合はね。たとえば、今そういう話を聞いちゃって、許可できん場合っていうのは？
事務局	将来的な話としてですか？
会長	そう。10年20年ならいいけど、使いよって、すぐ来年もしそこにそういう建物を建てるっていうのは想定されるわね。早い話がトイレとか絶対ほしいよねってみんな思うちゃうわね。それは今年いっぱいでも許可しちゃうって、来年の今頃にもうトイレができちゃったらそれはどうなる？
事務局	そこは利用目的が全く違うようなものになってないので、そこはかまんとはおもいますけど。オートキャンプ場にしますって言ってそれこそ宅地に転用転売しているとかになると問題になるとおもいますけど。事業目的事業計画がありますので、そこに付帯設備を設置していくっていうことであればそれは問題ないと思います。
会長	ようするにキャンプ場として、どんどん活用していけば当然付属して建てたりしていくわな。
事務局	極端な話オートキャンプ場とってここにホテルが建ったらっていう話になったら当然泊まる施設だからいいじゃないっていうのは、いやそれは違うだろうっていう話になるとおもいますが。今利用計画の中で水道計画とか建物の計画っていうのは実際に上がってはないのであくまでも地域の方の要望があるっていう状況なのでうちらも来年建てますということを知っているわけではないので、うちの現状許可の段階では問題ないと思います。貸し借りが成立した後、事業計画の中で付帯設備が安全のためとか利用向上のためとかっていう目的通りに進んだ計画の中で作られるものであれば特に問題はない。
会長	今は こればあしかないき敷地造成だけよっていう話
事務局	そうですね。運用の中で問題点があるとしても現状のままやるということで話はきています。
高橋委員	一年契約更新で、契約が切れたときにはまた農地法に基づくってこと？
事務局	貸し借りなので1度戻ってはきますので、後それを所有者の方が農地に戻すかという話になるとおもいます。契約がきれても中岡さんがキャンプ場として運用するという話がでてしまうと、またちょっとそこはそのままの理由にな

	るのかなと思います。
高橋委員	転用してない？そこは現実的な転用ってこと？そこを借りる時にキャンプ場として借りますよ。その期間はまた宅地か？契約切れたら農地として返すっていうのがだいたいの流れ。このままでかまんっていうのは5条でもそういう他のでも使こうちゃうけど戻ってきたときには許可しよったか？
事務局	いや。してないです。山林とか宅地とかが農地に代わるのは現況主義になるので本人が農地にして、農地にしますって宣言して法務局に手続きしたら農地化されます。地目上の話として。なのでそこで今回多分5条で許可が出た場合には地目を法務局に持って行って変えるということにしていますので、変わった後中岡さんとかへ戻ってきて中岡さんがここをもとの畑田んぼに戻しますってということであれば、うちの許可は必要なくご自身で実行されたうえで法務局にここは田んぼにしましたっていうのであれば地目上は田んぼに戻ります。
高橋委員	中岡さんは変更したままでずっといけるっていうこと？それやったら農地転用の許可は・・・
会長	一時転用じゃないっていうこと。
高橋委員	永久的なもの？
会長	一時転用ならちょっと1年間だけ資材置き場に工事の時おかしてもらって、工事終わったら全部もとに戻しますよっていうのが一時転用。高知市ら多いわね。うちらの場合はそれがほとんどやってないわね。
事務局	あんまりメリットも貸している人のメリットもないと思います。雑種地とか宅地で返ってくると課税法上はそっちで課税されるんですけども税金の方は現況確認でいくので宅地であっても宅地であって雑種地で課税するっていうことはあんまりないと思うんですけども。現況でそういう田んぼになってたら多分田んぼの課税。宅地に田んぼができていても課税は田んぼでいくと思う。
会長	ここの転用の時によろ考えちょかないかんがが、一時的に今言われた時のように1、2年で上手に転用しちよって他のものに、いらんなったき戻すよってっていうようなこととして他のものにならんようなことを計画かどうかみちょかないかんってことよね。早い話が10.20年使うんだなっていう。
高橋委員	10年荒廃して非農地証明だせるっていう期間があるやん。その期間はその連絡は。そこらへんの整合性があわんような気がする。
会長	合わんかもしれんけど、中にはこすい考えの人がいれば2、3年はその形ばあつくちよって、やっぱりようやらんかったきってもとに戻して地目はそのままだっていうのを悪質にやりゆうがが見えちよったら

	という話。そういうのがないとは言えんよね。今回の場合は大きい団体で個人じゃないし、団体でやるき責任もってやる団体として、町と集活が組織でいくがやき、ある意味町もおしゆうがやきっていう判断をしていくしかないわね。
事務局	今回農振除外の部分で引っかかったところはそういう考え方の部分で、特に西区の部分については、ほかの物に変えられるっていう前提がでてくるのでそこを事業計画とかソフトの部分ですよ。こういうふうにやりたいとかっていうあと、バック組織ですよ。西区とか町がからんでとか県の補助金だすとかそんなこともふまえた上で、簡単な転用行為を行わないだろうということの確証をとり、事業計画をいっばいだしてくれっていうことで話、説明はさせていただいたりはしました。
会長	基本的に補助事業適正からいったら8年はせないかんさね。
事務局	越知面の方は逆に建物がたちやうんでそれ以外の使い道ってなかなか特に炭窯って目的がはっきりしているものを土地の2/3くらいのところで使うので越知面は逆に空きスペースを何に使うんやっていうのは、結構つつこまれましたけど資材置き場、資材というか炭の原材料を置くスペースにこれは必要です。それこそ㎡で炭が何㎡できて、販売目的とかそのまるかじりで買わせてもらうとか体験。体験の話はあんまりしてないんですけどもそういうので積算して縦×横の資材がこれだけいるのでこれだけのスペースがいりますって計算をして回答したことが確かに越知面の方にはありました。そういう話はありませんけど西区の場合はそれが全くないので利用者数とかあくまで案としての部分とそれを継続的にできる、やっていくっていうことの説明をしたような感じになっています。農振除外の方では。言われるように地域がそういうあんまりことを考えずにキャンプ場やったけど、やっぱりジビエの車の倉庫作ろうとか、あそこに屯所を建てようとかやられると絶対だめやというのは強くは言ってます。どうしても西区は屯所をつくりたいというのは前々から言われていましたので。そういう転用はダメよっていうのは言ってますので。
委員	事業計画の中で130万。かたや売り上げ計算133万っていうのは
事務局	計算が若干ずれてますね。
委員	それともう1つトイレとか本当になかったら本当に利用者が大変やと思うがやけど、これに年次計画で見積もっちゃったら金額くらいは簡単にでるんで、これに見積もりとって、これやりたいというような計画をいれちゃったら別に何もつつこまれることはないの。
事務局	それを除外の時の段階で計画に入れてなかったの、あと多分ここ河川のすぐ近くなんで排水計画とかジビエのといにもあったんですけども、汚水をど

	うするかとか許可まで全部とりにいかないといけないので、それを今だしちゃうとそれこそもう・・
会長	これ県へいくき、うちが今農地のほうでも排水許可が県の方から ちゅうのがなかったら許可もらえんきね。
事務局	そうなんです。
委員	収益が全く変わってくるわね。ここでやるとテントの張りもかわってくるので、これいっぱい、いっぱいをやっちゃるわね。そんな無理な計画やって。それでも金額は一緒じゃないといかんろ。
事務局	そうですね。ちょっとこれ確認しておきます。せめてこのオートキャンプ場構想のところの話は約 130 万弱とかにしてもろうちょかんと、言い切られると数字違うやんっていう話になるので。これはどっちか直させるように。構想の方で数字を変えるように話はしておきます。県に提出する前に訂正はかけます。一応計画上 20 年間はキャンプ場はやるということになってます。岡林さんとかも関わられたりしてます？説明とか
岡林委員	いや。自分は。
事務局	特にはないですか。一応西区とも直接僕の方で話、農地という話も含めてジビエの施設とかちょっと関わりもあるので話はするんですけども、太郎川公園の再生計画の話もされてますけど、キャンプ場としての太郎川公園とこっちとのロケーションとの違いっていうのがあって、敵対するんですよ。梶原の町内って。西区と東区で戦うみたいなことがよくおきるのでちょっと連携してやるような話をしたらどうですかっていう話はしてます。場所が違うのでロケーションが違うっていう話ですけども町外からくればどっちもキャンプ場なので用途を使いながら両方とも連携してやっていくことでいいと思うんですけどっていう話はさせてもらいましたけど、いや太郎川は山の中のキャンプ場だからうちとは違う。うちとあちは別のものと戦いが始まってしまうので。いやいや、梶原の中で選択できるキャンプ場があるので連携してやったらどうですかっていう話はちょっとはさせてもらってます。
岡林委員	太郎川はオートキャンプ場じゃないろ。中入れれんろう？
事務局	オートキャンプ場というか一応管理でやってます。今意見を皆さんからいただいて話はさせてもらっている状況ですね。
会長	利用者からの目線でみてやらなかったら。まずトイレと水がないっていうのが・・・
事務局	葉山も結構あそこも下にありますよね。でトイレの施設とかは上の石の風車とかあの辺やと。夜間外でオープンになってるトイレがないっていうのがちょっと、今の話だと西区が毎回開けないといけないっていう話になるので。

	一応今の現場の雑談の話では隣の駐車場に施設としてトイレをつくりつけてっていう話ですけども、そこで浄化槽で引っかかって浄化槽やり替えたら600～700万かかるという話になって止まっている。ただ多分ここは現実的に難しいと思う。トイレを設置するっていうのは浄化槽の関係のことがあるので。ただ水道施設はしれっと作るかもしれん。
会長	オートキャンプ場って言ったら車が入ってていうイメージやんか。イメージ的にね。極端にいったらこれの半分くらいの土地があって、車が置いてテントがあるとかコテージがあるイメージやき、そこは考えちょかんと、えーっていうことになる。特にキャンプ場ができてきゆうきね。けど3,000万予算がついちゅうがよね。
事務局	このキャンプだけではないらしいんですけども全体を含めて。これは各区にだいたい同じ予算3,000万くらいの補助が入っている順番にいつてるお金ではあるということです。いろいろよその落越面区とかでも議論はされてたようですけど。施設は直して6,000万返ってくるのにお金は3,000万くらい入るっていう話があって。それは越知面だけ優位なんじゃないかとかそういう議論はあったみたいです。
会長	そしたら他にご意見がないようでしたら1つ1つ整理していきたいと思います。No.1の越知面の5条申請については許可ということで構いませんでしょうか。続いて西区関係になりますけれども、5条申請許可することでかまいませんか。はい。
事務局	一応県の方に5条なので県の許可になりますので、農業員会として許可相当ということで県の方に申請あげる際に地元にも県の許可がおりるのでちゃんとしてください。事業計画上間違いなく計画してくださいという話はします。
会長	申請は団体名でいってというのはみたことないね。西区っていうのだけでわかるろうか。
事務局	梶原西だと集落活動センターの名前になるので自治体の中にあるいわゆる任意団体なんですけども西区の場合地縁団体になるので。
会長	西区で登録しちゅうが？
事務局	はい。ジビエの施設を建てる時の土地の購入のやつで地縁団体撮るときに西区でとってるので、県には梶原西のこういうところだと説明はさせてもらいましたけど。
会長	そしたら審議の方は終わります。その他の件はなにかありますか。
事務局	はい。情報提供の関係で資料はつけてませんが、今相談案件で3件ほどありまして一応地域の方にお声掛けがあったときに対応していただきたいなど

思いまして。1つは茶や谷の永尾健一郎さんの所がもともと本人たちは中岡の君夫さんの土地を個人売買を既にやってしまってるんですけどもそこを購入されて、来年牛舎を建てたいということでご相談いただきました。で手続きを何回かしようとしている中で今、今月話をしたらよくよく聞くと土地の所有者が死んでるということがわかって、今相続手続きをしていますので、来月再来月くらいには一応でてるのかなというところでやっています。ちょっと現地を確認しておかないといかんんですけど、この前3条の申請があった尾森さんという方の釜屋さんとかがあって左に上がっていった手前の災害でつえてたところで、シマケンが今平地にして暗渠をいれて平地にしているのですこの境、青線の谷もあるので計画書とか建物の構造とかちゃんと用意しちよかんとうちが許可をだして川の上にものを建てるようなことになりかねないので、そこはように確認をしているのが1件。

と、氏原石油の氏原さんの方が前回吉本さんのとこの3条ということで農地をそのまま引き継いで継続してやっていただけるということで話をしたんですけども、その横に別のかたのちょっと土地があったんですけどもそこも相続問題でちょっと話が止まっていたんですが、今相続が終わったということなので、一緒にまた購入された氏原石油さんの隣のちょっと今荒地地になってるんですけどもそこをまた田んぼにもどしてやっていただけるということで話としてあがってきてます。ちょっともう1つが前回話をしていないのかもしれないんですけども飯母になるんですけども学校とか寮がある対岸のちょうど和田島屋さんがあったところから見たらちょうど無こう側に見えるところなんですけども下元の弘樹さんの土地の件なんですけどもあれもともとけっこう大きい農地やったんですけど、住宅が建ってたんですね。旧の。事前に相談があって息子さんの啓太さんが新築の家を建てたいということがあったので、現状でいくと大きな農地だったので分筆をかけて非農地証明願いをだしたら20年以上前にあった建物だったのでいけるだろうと話してたんです。去年くらいから。っていう話をしていたら知らない間に敷地造成されていて平地になって、そこに建っていた建物も移築しているとかっていう話になってもう新築を建てるスペースができている状態になっていて、行政書士さんが入ってるんですけども行政書士さんから非農地証明願いっていつてきたので、そんなもの許可だせん。事前に相談もしたうえでやってるなかで勝手に建物を全部壊したり法面もとかも石垣をつくってやっているので、そこはだめでしょうということで一応1回返して、本人と行政書士さんを交えて分筆と今建っている建物があるんですけども母屋の方なんですけど、その非農地とかすべて整理したうえで出してもらって4条になるのかな？弘樹さんから転用許可を出して分筆もきれいにしなさいという

	ことで事務局の方からは先に指導はさせてもらいました。行政書士さんがは いっているのですこら辺の書類とか手続きはちゃんとしてもらえると思う んですけども、ちょっとどうもお父さんの方が勘違いして、勘違いというか 実際ここにも相談にこられたんですけど、息子のためにとって自分でお金を投 入してどんどん先にやってしまったという案件です。ちょっと事務局の方の 判断でそういう形で本人たちにはちょっとわりときつめに話はしてます。一 応向こうとしても建築屋さんに着工の日取りなんかも決めてしまってたと いうことなのでそれはできませんとはっきり言ってます。許可おろせません という話はさせてもらって9月の農業委員会までには分筆等もして整理し て提出しますということですので、ちょっとそういう案件が3 件今あります。ちょっと下元さんの所はなかなか、本人たちは納得してい だいてるんですけども。ちょっと勘違いをされていたところがあったので事 務局としてはちょっときつめの言葉で指導はしております。それとちょっと 話が変わるんですけども、うちの農業委員会が直接関係することではないの ですけども県外の企業さんが山林に養豚場を作りたいという話で今話がき てまして農地法の方からはそこに農業用施設になりますのでどうかってい うことで、県の農業会議と話もしたんですけども山林の方森林法の方になっ て、山林開発っていう1ヘクタール以上の開発をする場合は森林法の方で許 可を取って農地転用、農地にかわるというかたちなので農業員会としての許 可というのはないと確認はしたんですけども一応そんな話がでてきてまし て、企業さんが手続をする話なので、止めるじゃ止めんじゃ、えいじゃわる いじゃっていう話は森林法の方で山林開発で許可だすかださんかっていう 話なんですけどもそれこそ初瀬松原区の管内になるので正知さんの方情報 がちょっとはいったら。太陽農園っていうところが愛媛の方で養豚とキャベ ツとかやられていて結構大きい会社なんですけども、ちょっとそれを民地な んですけども東西トンネルで災害で崩れたところあったじゃないですか、あ の向かいの裸山のところなんですけどもあそこっていう話なんです。普通の山な んですけども畝がゆるいんで畝筋でやったらどうかっていう話があるみた いです。あくまで企業さんの構想の段階なので、今1年でどうこうっていう 話はないと思うんですけども地域の汚水のこともあるので地域説明とかも 企業としてやらないといけないですし、町としても山林開発の部分と地域の やつ許可、県知事に山林開発だとださないといけないのでその時に同意しま すと同意書をつけるかどうかっていう別の判断もあると思うんですけども、 ちょっとそういう話もぼっとでてきたので地域でもし情報があったりとか したら。ちょっと僕もびっくりした話で。
上田委員	なかなか難しいよ

会長	地元が反対せんかったら許可がおける。
谷川委員	糞尿は堆肥だとかそういう？
事務局	いや。まだそこまでは。ただ向こうの会社さんはそういういわゆる糞尿とかおが粉で吸収したものを堆肥化して、自分の農園でキャベツを栽培されているというローテーションをくまれているところなので、処理自体は自分の所の畑でされると思うんですけども、企業さんとしても全然別件で1回うちの方にも会長さんが来られて話も聞いたこともあったんですけどもうちがすすめてどうこうとかいう話をしているわけではないので。これはあくまで事業計画のうちの支援して一緒にやっというこうとかたちの相手では今の所ないので、企業さんの参入ってところでいろいろ関係がでてくるかなっていう情報です。ただまだ1年くらい建物が建つかどうかとか所有者の方に譲ってもらえるのかとか地域の説明とかそういうことが進んではいくんでしょうし、企業さんもそこに本当に資金を投入してやられるのかっていうのもこれからだと思うんですけども。ちょっと話として建てたいけど、っていう話がどうも出てきたらしいです。うちとしては止めることも進めることもできないので。所有者の方は民間の方の所有なので、その方が企業さんと購入される部分で特に山林の場合は規制もないです。
会長	開発許可があるわけよね。
事務局	そうですね。山林開発許可の方は1ヘクタールで。目的、うちみたいな事業計画とかは立ててってことですし、多分畜産で汚水の問題とかあるので地域とかの兼ね合いが。工場とか建てるのと全然意味が違うので。そこは大変なハードルになると思います。
高橋委員	生活用水とりゆうもんね。下で。
事務局	そうなんです。なのでちょっと現実的ではないのかなと思う。とりあえず情報としては以上です。
会長	他にありませんでしょうか。なければ以上で8月定例会を終わりたいと思います。
事務局	来月ですが24日の週はどうでしょうか？グルメまつりの準備でばたばたしていると思いますので、できたら次の週にしてもらえたらなと。 じゃあ27日か24日か。 ちょっと27日で調整して、多分23日に片づけはするんですけども。時間は9時で。すみません大事なことをいうのを忘れていた。定員の、農業委員会の定員の話です。一応町長の方からは3月の議会で条例の変更をかけて来年の7月任期満了の時には5人5人の定数にかえるということで話はいただいています。で、議会の方にいきなり3月議会にその話を持って行ってもいいか

	んので議員さんの議運になるのか、9月の定例議会の中で話をされるのか今ちょっと調整中なんですけども、事前に話をすることで今調整してます。最悪でも12月議会の時に議員さんの定数の変更に関する話を町長の方から議員さんの方にさせていただくようになってます。一応副町長の方からは、前回3人に定数を変え5人の推進委員さんにしたという経緯がありますので、そこを実際やっところ、こういう案件こういうことで問題になる。もともとこの人数は絶対にいるようになりましてと説明をするように準備を今しているところです。僕の方からはやっぱり3人では決議ができないことが起きる。欠員がおきたときにできないとか、この前僕も今まで気づかなかったことがおかしいですけども、それこそ谷川さんと森田さんの案件を決議できないっていう決定的な致命的な。それは条件として認定農業者。女性農業者を入れないといけないという前提のなかでその農業者の農地拡大とか転用とか取得とかに関して一切できないというのは致命的にいかん話やと思うので。そこをなんで気づかんかったといわれたら怒られる話かもしれないですけども実績としては欠員で決議ができない。権利としてできないということがありますので、そういったことを中心として総勢10人の委員定数に変えたいという話を。そういうことを理由にしていきたいと。先週金曜日の方にも副町長と町長と総務課長と会議の場を作っていただいて話の中で一応説明はさせてもらっています。一応その報告です。ありがとうございました。
	議 事 進 行 役 署 名 議 員 会 長： 山本 正澄 委 員： 委 員：